

東京湾への汚濁物質流入量目標値見直し 国交省



国土交通省は、水質汚濁物質を含んだ下水処理場からの排水（放流水）が東京湾に流入する東京・神奈川・千葉・埼玉を対象に、汚濁物質がどれだけ流れ込んでよいかを示す都県別の流入許容量の目標値を、8年ぶりに見直す方向で検討しています。

見直すのは、外洋に比べ海水の出入りが少なく汚染されやすい閉鎖性水域と呼ばれる東京湾や大阪湾、伊勢湾などに排水を出す各都府県の目標値を定めた「流域別下水道整備総合計画（流総）」で、現行目標は1997年3月に改定されたもの。今回は東京湾の新たな目標値を2005年以降に導入する方針です。

東京湾の場合、水質悪化要因のうち下水処理場が扱う生活排水の比率は約6割と高く、湾内の環境基準の達成率も約6割と低率にとどまっています。水質改善に威力を発揮する高度処理は多大な設備投資負担を強いられ、処理量の関係で費用対効果がより高くなる大規模処理場の多い東京都では導入が進む一方、小型処理場を抱える他の3県は財政難もあって進んでいないのが実情です。

国土交通省では高度処理を促進するため、目標を超えてきれいになった分の排出量の余った枠を他の処理場に売却し設備投資の一部回収を可能にする排出枠取引の導入を検討しています。それに伴い取引の基準となる削減目標の設定を視野に入れ、都県ごとの現状に即した形で汚濁物質の流入許容量を見直すことにしています。

資料:2004年1月9日付 日本工業新聞 p6

生活環境箇所 重田 郁美

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

